

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3156号)

令和7年1月28日

横情審答申第3156号

令和7年1月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年10月26日栄土第1608号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(2)特定マンションの底地に、栄土木事務所が調査をした事実を記載した写真及び行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(2)特定マンションの底地に、栄土木事務所が調査をした事実を記載した写真及び行政文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年7月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は、「栄土木事務所が調査を実施した事実がないことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の公開を求める。
- (2) 特定マンションの底地に5棟の建物が設置されたところ、その場所は、横浜市の所有する山林、道路を含む土地であるから、栄土木事務所が管轄する。
- (3) 当該場所は土砂災害特別警戒区域内であり、逗子市や熱海市で土砂崩れによる死亡事故が発生したことから、同様の事故の発生が想定されるため、栄土木事務所には、写真撮影、報告書の作成等を直ちに行う義務があった。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 土木事務所の取扱事務について

横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項の規定により、土木事務所では、道路等の管理、維持及び修繕に関する事務等を分掌している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定マンションの敷地について、栄土木事務所が調査をした事実が記載されている写真及び文書と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 栄土木事務所は、公道とその付帯設備の管理等を担当している。

(イ) 審査請求人は、特定マンションの敷地について、栄土木事務所は調査する義務がある等と主張するが、当該土地は公道でも市有地でもないもので、同事務所は管轄しておらず、調査等をする義務はない。

(ウ) 民地の樹木等により道路管理に支障が生じている場合や、特段の相談があった場合は民地に係る調査をすることもあるが、当該土地についてはそのような事情もない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 10 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 11 月 26 日 (第 5 回 第五部会)	・ 審議
令和 6 年 12 月 24 日 (第 6 回 第五部会)	・ 審議